

2016年度（平成28年度）活動方針案

（2016年（平成28年）11月1日から2017年（平成29年）10月31日まで）

認定特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

1 ビジョン・長期目標の検討

- ・野生の生きものの立場に立って「野生の世界をそっと大切にする社会」、言い換えれば人間社会の都合だけでなく、野生の生きものに対しても「公正で暖かい共存の社会」を、2050年ビジョン（未来図）として描くことを検討します。
- ・日本の社会が、2030年時点までに、2050年ビジョンに向かって具体的に歩み始めるようにするために達成しなければならない長期目標を、以下の3つの活動それぞれに則して検討します。

生息地における野生生物保全活動

生息地外における野生生物保全に関する教育・普及

野生生物保全に関する政策提言

2 事業の1つ目の柱：生息地における保全：

2.1 インド

基本的に3年間を単位とする中央インド・トラ保全プロジェクトと北東インド・ゾウ保全プロジェクトの2つを引き続き「フラッグシップ」のプロジェクトとして推進します。現地パートナー/支援先は、インド野生生物トラスト（WTI）です。

【中央インド・トラ保全プロジェクト：重点事項】

それぞれ拡大されたナワゴン国立公園とナグジラ野生生物保護区を含むナワゴン・ナグジラ・トラ保護区が指定され、それら2つのコア・エリアをつないでいるコリドーも2015年9月、トラの重要生息地としてバッファー・ゾーンとしての指定が発効しました。その内部には約180の村落が存在します。

そこで、コリドー内の重点村落におけるコミュニティ・プロジェクトの展開・浸透によって人々の暮らしの森林環境に対する影響を低減する活動、コリドーを横断する道路拡幅を変更させるための活動など、コリドー確保のための活動を展開していきます。

【北東インド・ゾウ保全プロジェクト：重点事項】

人とゾウとのトラブル防止や傷病動物救護への支援を継続するとともに、短中期的に重点を置かなければならないのが、保護地域指定のためのアドボカシー活動と、中央インド・トラ保全プロジェクト並みのマイクロ・プラン（参加型の方法で評価した村の開発ニーズに基づく、経済開発および人間開発*の両側面を含んだ計画）の立案・実施を村ごとに行なうことです。これらは、国内でもとくに未開発な北東インドに、今後経済開

発の圧力が強く及ぶ前に手を付けておくべき対策といえます。

*人々が、長寿で、健康かつ創造的な人生を享受するための環境を創造することを目的とする開発。人はときに、所得や成長率のように即時的・同時的に表れることのない成果、つまり、知識へのアクセスの拡大、栄養状態や医療サービスの向上、生計の安定、犯罪や身体的な暴力からの安全の確保、十分な余暇、政治的・文化的自由や地域社会の活動への参加意識などに価値を見出す。(国連環境開発計画駐日代表事務所 <http://www.undp.or.jp/hdr/>)

【生息地における保全活動と広報活動との連携】

支援規模を維持拡大していくために必要な寄附を確保するため、プロジェクト内容に対する日本国内でのより広い理解が得られるようにする必要があります。現地の取り組みが日本の人々により実感できるような仕組みを検討します。

2.2 ケニア/アフリカ諸国

アフリカゾウの密猟・違法取引防止のためのプロジェクトは今後とも継続していきますが、2015年度支援の暗視ゴーグルの使用トレーニングの実施が遅れているため、今年度の新たな支援は見送り、トレーニングの実施を待つこととします。

2.3 マレーシア

マレートラは、2010-2013の期間における調査の結果は、以前の推定値である500を大きく下回る250-340頭とされ、レッド・リストのCRに掲載されました。マレーシアも他の東南アジア諸国同様、生息地の破壊が進んでいますが、それ以上の勢いで密猟が激しくなっていると指摘されています。

そこで、今年度はマレーシア・トラ保全連合(MYCAT)による、マレートラの密猟防止・違法取引防止のためのプロジェクト＝「キャット・ウオーク」(トラがコリドーとして利用する森林帯を歩く、環境教育＋密猟監視のプログラム)の実施を支援します。

2.4 西表島

- ・イリオモテヤマネコについては、地域住民の参加を得つつ、生息地支援を直轄で行ってききましたが、西表島支部の設置により地域住民による主体的な狭義の保全活動を、本部が技術的、財政的に支援する形で生息地支援を行っていく形が整いつつあります。
- ・従来の交通事故防止対策(夜間パトロールおよび路肩の草刈り)、ヤマネコのいるくらし(野生生物保全教育)、イリオモテヤマネコ生息地保全の3プロジェクトに加え、2017年4月には2015年のイリオモテヤマネコ発見50年記念事業を引き継ぐ「イリオモテヤマネコの日事業」を行います。

【交通事故防止対策：重点事項】

- ・西表島は、大きく東部コミュニティー、西部コミュニティーに二分されていますが、待望されていた東部の夜間パトロール・チーム編成が実現したので、東西それぞれでの安定的な稼働を目指します。

- ・夜間パトロールによる速度データの収集分析を徹底し、それに基づく提言活動により、竹富町、地域の交通安全団体、警察（島内の3駐在所）による制限速度遵守のためのドライバーへのはたらきかけを促進します。
- ・ヤマネコの交通事故防止対策としての路上の草刈りを実施します。
- ・遭遇車両やスピード分析をさらに充実し、今後の交通事故防止対策に役立てます。
- ・生きものへの遭遇情報の記録方法を見直し、ヤマネコのいるくらし授業での使用など、活用方法を検討します。
- ・学校教員その他普及が必要な人々をターゲットにした体験パトロールを充実させます。
- ・特定のヤマネコが特定の場所に頻繁に表れる場合、その区間にしばって行き来してヤマネコの出現に警戒するとともに、往来する車両に強く注意を促す。

【ヤマネコのいるくらし：重点事項】

- ・西表島の全小中学校で2013～2015年度の3年間計画で「ヤマネコのいるくらし授業」を行っていますが、今年度はその最終年となります。
- ・2016年10月以降は、学校現場が主体となる場合を想定した、授業づくりを一つ以上の学校と共同作業でモデル的に実施し、計画期間終了後の2017年4月以降には、（これまでのJTEF中心、教員は補助というスタイルとは異なり）学校の先生との共同作業的な授業展開を行います。

【イリオモテヤマネコ生息地保全：重点事項】

与那良原土地改良事業地の侵入防止フェンス設置、西表地区土地改良事業、東部水道事業（後良川水源地開発）町役場庁舎移転に伴う東部地域の土地利用のあり方の点検、世界遺産指定により既買取り土地の利用計画、新規の土地買収等の情報を継続的に収集し、関係機関に適時的確な提言を行います。

【いりおもてやまねこサポート・ツアー：重点事項】

観光客によるオーバーユース（脆弱な生息地への過度な入り込み）に対処するための新しいプロジェクトとして、ツアー参加者が、自然の中で「保全のために自分ができることは何か？」を頭において行動するようになることを目的としたツーリズムを企画、実施していきます。

【イリオモテヤマネコの日事業：重点事項】

- ・JTEF西表島支部が、行政や地域団体と連携して、様々な事業展開を行います。
- ・ドライバーにインパクトを与える交通事故防止PVを作成し、効果的に普及します。
- ・「いりおもてやまねこサポート・ツアー」を広報します。

3 事業の2つ目の柱：生息地外における野生生物保全教育・普及啓発

3.1 野生生物保全教育：動物園とのコラボレーションによる学校教育の実践

上野動物園とのコラボレーション事業「うえのトラ大使」を通して、

- ・動物園を活用した野生生物保全教育プログラムづくりと実践を発展させます。
- ・台東区の小学校において教育活動を行う仕組みを確立します。

3.2 野生生物保全教育：研究会の確立

ヤマネコのいるくらし授業研究会を核に、野生生物保全教育の目的と理論を提示するとともに、保全現場の情報を集約して、授業と教材作りの技術を研究する場を整備します。

4 事業の3つ目の柱：野生生物に関する政策提言

4.1 象牙取引の合法化問題とワシントン条約

- ・現在、象牙目的のアフリカゾウ密猟・象牙の違法取引が最悪の状況にあります。米国と中国が象牙取引からの撤退を表明、香港、フランスがこれに続き、そしてついに、2016年9-10月のCoP17では、国内象牙市場閉鎖決議が採択されました。しかし、日本政府は、自国は密猟及び違法取引に関係がなく、国内流通管理も良好だとして、日本市場は閉鎖の対象にならないと強弁、象牙取引を持続的に推進する姿勢をかたくなに崩そうとしていません。しかし、これまでのJTEFの調査研究によれば、日本における象牙の国内取引規制には深刻な抜け穴が多々あり、違法に持ち込まれた象牙を市場から排除する効果が万全であると言うにはほど遠い実態にあります。そこで、日本の象牙市場の監視を継続し、法制度の要改善点を調査研究し、その成果に基づいて日本の国内象牙市場を閉鎖すべく国内外の世論を喚起し、関係機関に提言します。
- ・海外のNGOと連携して活動します。

4.2 野生生物犯罪

- ・トラを含む大型ネコ科動物に関する議題、法執行・野生生物犯罪に関する議題、その他重要な政策関係議題等についても必要に応じて研究・政策提言を行います。
- ・取締機関への野生生物犯罪に関する情報提供、その他の協力を行うこと優先度において取り組みます。

4.3 国内政策・法制度に関する政策提言

- ・国内の野生生物保全の政策・法制度強化のテーマとして、絶滅危惧種の保全（種の保存法）のほか、それ以外の野生動物全般に関する乱獲・違法取引防止および個体群管理（個体数調整・生息環境管理）と被害管理による人と野生動物間のトラブル緩和（鳥獣保護法）、野生生物の生息地保全（生物多様性国家戦略、土地利用政策・法制度等）に、時間が許す限り取り組みます。

5 会報発行

- ・ウェブサイトのリニューアルを年度内に行います。
- ・SNS活用の個別戦略を今年度中に立て、年度内に運用を開始します。

6 広報・財務について

- ・野生の生きものの立場に立って、人間社会の都合だけでない「暖かい共存」をめざす、という JTEF の団体のイメージを、しっかりと伝えていきます。
- ・広報は、主としてインド・ファン、西表島 / 八重山 / 沖縄ファンなど、JTEF が特別なつながりを持てる人々をターゲットに行います。

7 組織運営

- ・事務局体制は次のとおりとします。

【本部】

理事長（生息地支援、教育・普及、広報、財務）

事務局長（生息地支援、政策提言、広報、財務）

プログラム・マネージャー（生息地支援、教育・普及、政策提言、広報、財務）

広報担当（広報、理事長 / 事務局長担当の事業事務を補佐）

総務担当（総務、経理、会員管理、理事長 / 事務局長担当の事業事務を補佐）

【西表島支部やまねこパトロール】

支部事務局長（生息地支援、広報）

以上